

本報告書は、本学が 2006 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、適合認定を受けたに次いで、2013 年度に申請するために作成したものである。

この終章では、本章において点検・評価項目毎に記述した内容を概括し、以下のように要約する。

1. 本章の要約

(1) 理念・目的

本学では、「建学の精神」のもと、第 5 次長期計画期における「使命」「基本方針」および「2020 年の龍谷大学（将来像）」を設定している。また、第 5 次長期計画において明確化した「教育にかかる基本方針」を踏まえ、教学主体である各学部が掲げる「人間養成」の理念・目的と「学生に修得させるべき能力等の教育目標」からなる教育上の目的を各学部の「教育理念・目的」として「学則」に定めている。

これらは、主として印刷物の配付やホームページへの掲載によって、教職員や学生、社会に周知・公表している。その他、教職員や学生に対しては、宗教行事、教授会、履修登録説明会などの場を活用して周知している。

なお、2011 年度から開始した全学的な自己点検・評価制度において、建学の精神の周知状況について検証した結果、一部で誤解が生じている事実が判明した。そこで、教職員や学生が共通の認識を持てるよう、部局長会において、建学の精神にかかる表現の位置づけを改めて整理し、明文化した。

以上のような取り組みにより、本学の建学の精神に基づき、教育理念・目的等を適切に設定し、公表していると判断する。

(2) 教育研究組織

教育組織については、第 5 次長期計画に基づき学部・研究科の新設、学科・専攻の再編等を行っており、大学を取り巻く環境に応じた教育の多様化への対応という点では一定達成できていると判断できる。ただし、各学部において、教養教育と専門教育が有機的に連携した教育システムが的確に構築されているとは言い難く、教育の個性化・高度化をめざす上で課題が残っている。

研究組織については、4 つの付置研究所や 9 つの研究センターにおける研究プロジェクトの成果から、活発な研究活動が行われていると判断できるが、2015 年に予定されている国際文化学部の深草学舎への移転や瀬田学舎における農学部の新設を見据えた付置研究所の新設や再編の検討が課題である。

なお、2011 年度から全学的な自己点検・評価制度を実施し、教育研究組織の適切性も含め毎年度検証する仕組みを構築している。

以上のような取り組みにより、本学の建学の精神に基づき、概ね適切な教育研究組織を整備していると判断する。

（３）教員・教員組織

本学では、「学校法人龍谷大学就業規則」「教育職員選考基準」、各学部の教員人事に関する規程および「龍谷大学研究活動に関する指針」に、求める教員像あるいは研究者像を明示している。ただし「求める教員像」を明確に定めるには至っていない。

また、本学の教員組織は、各学部・研究科の教育理念・目的を実現するために教育課程の編成を確立するとともに、大学設置基準の必要教員数を十分に満たす人数をもって構成し、全学的な方針である「補充人事手続について」および各学部が自ら策定する「教員採用計画」に基づき、財政基本計画である「教員人件費枠」を踏まえつつ、教員組織を整備している。ただし、「教員組織の編制方針」として定めるには至っていない。

教員の募集・採用・昇格は、「教育職員選考基準」および各学部が定める教員人事規程に基づき行っている。各学部が補充人事を進めるにあたって、人事手続きの適正な実施および全学的調整を図るため、毎年度、学部長会において「補充人事手続について」を確認している。

教員の資質向上については、大学や各学部、研究会が主催する各種研修会の他、2011年度から教員活動自己点検を全教員対象に自己研鑽を目的として実施している。

以上のことから、求める教員像や教員組織の編制方針に準ずる方針を定め、それに基づき教員組織を整備していると判断する。

（４）教育内容・方法・成果

１）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

本学の「教育にかかる基本方針」に基づき定められている各学部・研究科の「教育理念・目的」を踏まえた「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」は、全学共通事項として「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る基本方針」と「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る『記入要領』」に基づき、各学部・研究科にて策定し、『履修要項』の冒頭およびホームページに明示している。

なお、2011年度から全学的な自己点検・評価制度を実施し、学部・研究科の「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」を毎年度検証する仕組みを構築しているが、周知と検証という点については、さらに強化する必要があると認識している。

以上のことから、建学の精神を具現化するために、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は概ね適切に明示していると判断する。

２）教育課程・教育内容

学部・研究科における「教育課程編成・実施の方針」は、各学部・研究科が定める「教育理念・目的」、「学位授与の方針」との整合を教育課程において確保するために策定され、「学位授与の方針」に対応して、具体的なカリキュラム（科目区分・構成等）を確立している。これらを具現化したものが、各学部・研究科の授業科目群となっている。

教育内容に関しては、その整備状況や、教育にかかる各方針との整合に関わる事項について、全学的あるいは学部横断的・研究科横断的に審議・決定する機関を整備している。

以上のような取り組みから、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」

に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成していると判断する。

3) 教育方法

学部・研究科における「教育課程編成・実施の方針」は、「学位授与の方針」に対応して、具体的なカリキュラム（プログラム、科目区分・構成、科目、履修順序の考え方、授業形態等）を確立し、明示している。

履修の仕方や、試験、成績評価、単位認定などの方法については、『履修要項』に明示し、履修登録説明会で学生に周知している。また、単位制度の実質化を図る観点から、履修科目登録の上限設定については、理工学部を除き、1年間の上限を年間50単位未満に設定している。

シラバスには、「講義概要」、「到達目標」、「授業内容・方法」、「授業計画」、「成績評価の方法」「授業時間外における予・復習等の指示」「参考文献」等を明示している。

教育改善活動を全学的に推進する組織として、大学教育開発センターを設置している。また、各学部・研究科に設置されている「FD委員会」の活動を全学的に情報共有するため、大学教育開発センターのもとに「学部FD協議会」と「大学院FD協議会」を置いている。

以上のような取り組みにより、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」に基づき、適切な授業形態を採用するとともに、教育方法の改善に積極的に取り組んでいると判断する。

4) 教育成果

これまで、授業改善を目的とした「学生による学期末の授業アンケート」について実施してきたが、学生自身の学修成果を把握する方策は十分講じていなかった。

2011年度に理工学部と国際文化学部が試行的に実施した『学位授与の方針』に関する達成度調査の結果について、教務会議において情報を共有している。2012年度には、5学部が同調査を実施し、その他の学部も学部独自で調査を行うこととなっている。

学位授与に関する手続きは、龍谷大学学位規程に基づき、各学部教授会において厳格に運用している。

研究科においては、学位規程の他、各研究科が定める学位に関する要項や内規に基づき、研究科委員会において厳格に運用している。研究科の学位審査及び修了認定は、研究科により審査基準に差異があるものの、その内容を『履修要項』に明示しており、これに基づき審査が行われている。

以上のような取り組みから、評価方法や評価指標の開発に努めているが、学修成果を把握し、検証するという点では達成が十分ではないと判断し、今後の課題と認識している。

(5) 学生の受け入れ

大学としての「入学者受入れの方針」に加え、各学部・研究科の「入学者受入れの方針」は、「学位授与の方針」との整合性・適切性に配慮し、入試方法や入試科目との関係については「教育課程・編成実施の方針」との整合性・適切性が図れるように定めている。

各学部における入学定員及び収容定員は、教育研究上の諸要件や、教育の質保証の観点を踏まえ、学生に対する適切な教育環境を確保することを前提に設定し、学則に定めてい

る。また、入学者数比率（入学定員に対する入学者数の割合）及び在籍学生数比率（収容定員に対する在籍者数の割合）が適正に管理されるよう、学部の管理・責任のもと、各教授会において慎重に合否判定を行っている。

ただし、ほとんどの研究科において定員を充足できていない。この問題は全学的な取り組みとして、現在、大学院政策推進委員会にて改善策を検討している。

以上のような取り組みから、学生の受入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行っているとは判断する。

（６）学生支援

本学は、「修学支援の方針」、「学生生活支援の方針」、「キャリア支援の方針」から構成する「学生支援の方針」を定め、方針に基づき様々な学生支援を行っている。

とりわけ、第５次長期計画においては、2020年における本学の将来像の一つとして、「正課・課外活動を通じて、学生の主体的な活動を積極的に支援するとともに、学生自らの人間的な成長を促し、自律的に行動する学生を輩出する大学となる」ことを掲げ、「主体的活動の推進と自立性・公共性の醸成」「奨学金制度の充実」「課外活動強化策の検討」といった施策について重点的に取り組んでいる。

以上のような取り組みにより、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援および進路支援を概ね適切に行っていると判断する。

（７）教育研究等環境

本学は、「教育研究等に係る施設整備に係る整備方針」を定め、方針に基づき教育研究等に係る施設設備を計画的に整備している。

各学舎の教学展開や立地条件等の特性を活かしつつ、大学設置基準を上回る広さの校地・校舎を配備するとともに、キャンパスアメニティの充実にも積極的に取り組んでいる。

また、教育研究を支援する図書館環境、情報教育環境を整備しているほか、TA等の教育支援制度、個人研究費の支給や出版助成、一定期間研究に専念できる研究員制度等の研究支援を充実させている。

以上のような取り組みにより、教育研究活動を行うための学習環境や教育研究環境を概ね整備できていると判断する。

（８）社会連携・社会貢献

本学は、「社会貢献にかかる基本方針」を定め、方針に基づき様々な社会連携・社会貢献活動を行っている。

1991年４月には地域社会との連携・協力を推進する専門機関として REC（Ryukoku Extension Center）を設置し、「産官学連携事業の推進方針」、「地域連携事業の推進方針」、「生涯学習事業の推進方針」に基づき、多岐にわたる様々な事業を推進している。

その他、知的財産センター、図書館、龍谷ミュージアム、ボランティア NP0 活動センター、矯正・保護総合センターといった組織や施設においても、社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。

また、学生が主体的な活動として取り組む地域連携事業に対しても積極的に支援してい

る。

以上のような取り組みにより、教育研究の成果を広く社会に還元していると判断する。

（９）管理運営・財務

１）管理運営

本学は、大学の運営体制および執行部の役割分担等について毎年度始めに確認し、教職員に周知している。また、第５次長期計画に基づき、計画完了時点の到達目標として「2020年の龍谷大学像」を明確に掲げ、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」「財政・施設整備計画」の主要課題について、50を超えるアクションプランを策定し、全学が一体となって改革を推進している。このような大学の管理運営は、明文化された規程に基づき着実に行われている。

また、事務組織を機能させるため、事務組織を必要に応じて新設、再編するとともに、2009年度に人事制度改革を行い、事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築している。

以上のような取り組みにより、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するため、概ね適切な管理運営を行っているとは判断する。

２）財務

本学は、「財政基本計画」に則した財政運営を行っており、その基本理念である「教学創造こそ財政」の認識のもと、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的発展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

また、長期的な視点での財政運営を行うため、「長期財政計画」を策定し、財政の健全性を確保することを目的として、各種の財務比率数値にガイドポストを設定している。

これらの取り組みにより、本学が2005年にR&I（株式会社格付投資情報センター）から「AA-」の格付けを取得して以降、現在も「AA-」を維持し「安定的」との評価を受けていることは、安定的な財政基盤が確立したことの裏付けとなっていると言える。

以上から、必要かつ十分な財政基盤を確立し、財務を概ね適切に行っていると判断する。

（10）内部質保証

本学は、内部質保証に関する方針として、「龍谷大学内部質保証のあり方について」を定め、この方針に基づき、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、大学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という２つの視点から内部質保証システムを確立すべく、積極的な取り組みを行っている。

自己点検・評価活動を毎年度、継続的に実施していくことにより、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという仕組みを整備することができている。

以上のような取り組みにより、教育の質を保証する制度は概ね整備できているとは判断する。

2. 自己点検・評価の継続的取り組み

これまで、本章の各基準に示したことは、2011 年度から新たになった本学の自己点検・評価制度の下で毎年取り組んでいる自己点検・評価に基づくものであり、自己点検・評価で顕在化した改善事項は、全学的あるいは各組織等において自主・自律的に改善に向けた取り組みを進めている。

しかしながら、新たな自己点検・評価制度の導入によって改善事項の抽出は飛躍的に進捗したが、この取り組みを一過的なものとして終わらせるのではなく、継続的に実施してこそ本学の内部質保証が維持できるものと確信している。また、これらの内部質保証システムが確立してこそ、本学の未来が存在するともいえる。

そこで、本学の自己点検・評価制度に基づく内部質保証システムの現状と課題、そして今後の展望について以下に述べる。

3. 本学の内部質保証システムの理念・目的

大学進学率の向上により、日本の高等教育はユニバーサル段階に移行した。社会人や留学生を含め、様々な背景を備えた学生が進学しており、大学教育に求められるニーズも多様化・細分化している。その一方で少子化やグローバル化が進行する中、大学教育の質（水準）を維持・向上し、国際的に通用する人材の育成が重要となってきた。

こうした中、本学は、自主・自律のもと、建学の精神である浄土真宗の精神に基づく個性豊かな特色ある教育研究活動等を展開し、有為の人間を育成するとともに、学術文化の向上や社会の発展に貢献することをめざしている。

本学では、その実現のために、教育・研究の向上を図り、自らの活動を点検・評価し、独自の方法で大学の質（教育研究の質）を自ら保証することが必要であると考えている。

こうした認識の下、「機関（組織）としての自己点検・評価」と本学の教育研究等を支える「教員個人としての自己点検」という2つの視点から大学の質を自ら保証（内部質保証）することが重要であると考えている。

「機関（組織）としての自己点検・評価」については、「大学評価に関する規程」に基づき、本学の教育研究等に関する自己点検・評価を継続的・体系的に実施し、大学の質の維持・向上と社会的使命の達成を目的としている。

「教員個人としての自己点検」については、基本的にFD活動推進の一環として位置づけ、「教育」「研究」「社会貢献」「大学管理運営」の4つの項目について自ら設定した目標に対する到達度を測り、その結果を資質向上・改善に繋げていくことを目的としている。

以上の2つの相互に関連し合う課題について、本学独自の内部質保証システムを確立し、教育研究水準の維持・向上に努め、大学の質保証をめざしている。

4. 「機関（組織）としての自己点検・評価」の現状と課題

本学の内部質保証システムの一視点である「機関（組織）としての自己点検・評価」として、2011 年度から新たな自己点検・評価制度（以下「本制度」）を実施し、2011 年度（評価対象年度は 2010 年度）、2012 年度（評価対象年度は 2011 年度）と継続して実施している。

本制度の目的は、以下の3点である。

- ① 質保証のための改革・改善マネジメント（内部質保証システム）の確立
- ② 大学活動の重点化と大学業務の改善を推進
- ③ 自己点検・評価を通じた社会に対する説明責任の遂行

本制度の実施に伴う体制整備として、全ての学部等（各学部、各研究科、各学舎教養教育、各学部共通コース）に自己点検・評価委員会を設置するとともに、委員会内規を制定し、併せて、学内第三者として評価実務を担う大学評価委員会委員を増員し、大学評価委員会の再構成を行っている。

この体制の下、各組織等が自らの判断と責任においてその諸活動の点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価シート」にまとめ、シートを基に全学大学評価会議（評価実務は大学評価委員会が実施）が学内第三者的な立場で点検・評価し、全ての組織等への説明と意見交換を経た上で、評価結果をフィードバックしている。

これによって、2006年度の大学認証評価受審以後、一部の学部や各組織等の自主的活動に委ねている状況であった自己点検・評価活動が、学内全ての組織等が自己点検・評価を実施し、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという本学独自の質保証、質向上のための仕組み（内部質保証システム）として整備された。

自己点検・評価で顕在化した改善事項は、各組織等において自主・自律的に改善の取り組みを進めているが、単一の組織では取り組むことが難しい等、全学的な課題事項があることも顕在化した。これらの全学的課題については、部局長会において解決の方途を検討し、部局長会の下、組織横断的に改善に取り組むこととなった。本制度の実施により、全学的課題の抽出及び改善に取り組む仕組みに対し、一定程度の整備を行うことができた。

しかしながら、内部質保証システムが整備されたからといって、機械的に改革・改善が進行するわけではない。

毎年度行っている全学大学評価会議における制度総括においては、主に以下のような課題が指摘されている。

- ① 大学総合評価の取り組みの具体化
- ② 各組織等における「評価－改善」の取り組みの具体化
- ③ 改革・改善マネジメント（内部質保証システム）の確立
- ④ 教員活動自己点検との連関

5. 「機関（組織）としての自己点検・評価」の今後の展望

本学の内部質保証システムは、新自己点検・評価制度の下で機能し始めたばかりであり、自己点検・評価の精度は、改善を重ねながら向上させていかなければならない。精度を向上させるためには、何よりもまず、学内における評価文化の醸成が最重要と考えている。

こういった状況の中で、先に挙げた課題に対する今後の展望は以下のとおりである。

① 大学総合評価の取り組みの具体化

現在の自己点検・評価制度は、学内で完結している。しかしながら、有為の人間を社会に送り出す使命を有している大学である以上、社会的な評価を受けることは重要であると考えている。そのため、今後、外部評価の導入、社会への公表を実現し、真の「大学総合

評価」としていくことが必要である。この点については、学内における評価文化の醸成を推進しながら、外部評価のための自己点検・評価、公表のための自己点検・評価にならないよう慎重に検討していく。

② 各組織等における「評価－改善」の取り組みの具体化

各組織等における評価の取り組みによって明らかになった改善の課題（教育、研究、社会貢献、大学管理運営）を実施する上で、各組織等における改善執行のシステム（特に全教職員による改善執行のシステム）が整っておらず、組織再編等を含めた「評価－改善」を具体化するための取り組みを行っていく。

③ 改革・改善マネジメント（内部質保証システム）の確立

大学の質の維持・向上のためには、各組織が、客観的なデータや資料に基づいて方針や目標に照らした点検・評価を行い、改善・改革につなげるという意識、評価文化を醸成する必要がある。

内部質保証のためのシステムは一定程度の整備を行うことができたが、自己点検・評価の質を高め、実質化していくためには、学内での内部質保証システムの構築と、そのためのマネジメント確立のための取り組みを具体的に進める必要がある。また、個別的具体的な課題としては、評価への理解を深める方策や評価者の研修、点検・評価の効率化等が必要であり、また、点検・評価を通じて各組織等において成功事例が創出されるよう、さらなる支援強化が必要であると考えている。

6. 「教員活動自己点検」の現状と課題

教員活動自己点検については、2010 年度第 44 回部局長会（2011 年 3 月 24 日開催）において、「2011 年度試行的に実施し、2012 年度からの本格導入をめざす」とし、加えて「本制度の本格導入にあたっては、2011 年度の試行状況等を踏まえ、部局長会で慎重に検討する」としていた。

この制度の意義と目的は、部局長会において制定した「教員活動自己点検に関する実施要項」に、次のように規定している。

- ・各教員が自己の活動を点検し、教育研究その他諸活動の維持、改善及び向上を図る。
- ・前号の取組を通して、本学の教育研究活動等を活性化し、高等教育機関としての教育研究の質を保証する。
- ・教員活動の結果をデータベース化し、情報共有及び課題解決に活用する。

また、部局長会にて、「教員は自らの意思と責任で、自身の活動を点検し、教育研究活動等の維持・改善・向上に意欲的に取り組むことが必要である。さらに、その教育研究活動等を支える大学の管理運営活動に積極的に参画することが求められる。こうした教員の活動は、個々の教育研究水準の維持・向上だけでなく、大学全体の教育研究活動の活性化と質向上等に繋がり、教員相互の自己研鑽や課題解決にも役立つと考える」ことを確認した。

2012 年度第 5 回全学大学評価会議（2012 年 11 月 8 日開催）において、2011 年度の試行的実施における制度総括を行った結果、個々の教育研究水準の向上のみならず、大学全体の教育研究活動の活性化と質向上に寄与できるものと判断し、今後も継続して実施していくべきものであるとの結論に至った。

これによって、毎年度必要な検証を行うことを前提に、本制度を 2012 年度以降も継続的に実施することとなった。

制度の導入により、教員各自が自身の教育研究等の活動に対し自己点検を行う機会となり、自ら検証・確認を行うことで明らかになった諸課題に対し、改善に結びつけるための自己研鑽の場として活用された事例や教員同士が互いの点検結果を参考にし合い、自身の活動に役立てることにつながった事例もあるが、毎年度必要な検証を行うことが前提となっていることからわかるように、改善すべき点はある。以下、主な点を示す。

- ① 教員の作業量を考慮した効率化の推進
- ② 目的達成度の向上
- ③ 組織としての活用

7. 「教員活動自己点検」の今後の展望

教員活動自己点検は、2011 年度に導入した制度であり、当初は、自ら点検を行う教員やデータを活用する学部等の組織において、作業負担や制度に対する戸惑いもあった。

こういった状況の中で、先に挙げた課題に対する今後の展望は以下のとおりである。

① 教員の作業量を考慮した効率化の推進

試行的実施となった 2011 年度は、教員自らによる各種データ入力や点検シートの送受信など、教員個々の作業が多く発生した。そこで、ホームページ上で教員個々が目標や活動結果等を直接入力するとともに、毎年度のデータを蓄積できる「教員活動自己点検システム」の構築に取り組んだ結果、2013 年 2 月に稼動し、2012 年度期末からの活用が可能となった。

さらに、2013 年度においては、個々の研究業績や学内における役職や所属委員会等、既存の各種データを機械的に取り込むことで、各教員の負担減につながり、より効率的な運用が可能となる。

② 目的達成度の向上

本制度への認識不足や開始時期の遅れ、データ入力等の疲労感等により、検証できた点検結果を改善へ結びつけるまでに至らない状況が見受けられた。2 年目となる 2012 年度においては、制度に対する認識の浸透やシステムの稼動等により、所期の目的を達成するための取り組み強化が期待できる。特に、本制度が改善のための評価であることの認識を浸透させ、評価のための評価にならないように努める。

③ 組織としての活用

本制度は、教員個人の諸活動への点検・改善に資するとともに、特に「教育領域」に関しては、学部等や学部横断的な組織（教養教育、学部共通コース）における活用も視野に入れていた。しかし、その認識や体制が整わず、現在では十分に活用されていない。そこで、データ活用により FD 活動等が推進されることをめざし、各組織において実効性等について検討し、その活用方策を策定することが望まれる。

さらに、各学部および学部横断的な組織等で取り組まれた評価内容に教員活動自己点検結果がどのように反映されるのかという点について、大学全体の教育研究活動の活性化と質向上等に繋げるための全学的な活用方策を策定することが望まれる。

8. 結語

本学の内部質保証システムは、新自己点検・評価制度の下、機能し始めたばかりである。そのため課題も多く出てきている。

しかしながら、従来は一課題一組織という体制で行われてきた改善活動、つまり課題そのものも組織の体制に応じて矮小化されてしまう構造が蔓延していた状況に対し、全学大学評価会議、大学評価委員会の充実によって、組織横断的に取り組まなければ改善できない課題を抽出することが可能となり、大学執行部の下に改善活動を推進する仕組みが機能していることは、本学の将来に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

本学は、今後も「改善のための評価」という認識を全構成員が共有し、決して「評価のための評価」に堕することがないように推進していく所存である。

以 上